

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	文化財・生涯学習課	整理番号	2-3-4
処分の種類	長野県少年自然の家の施設または備品を損傷等した場合の損害賠償			
根拠法令条例等・条項	長野県少年自然の家規則 第6条			
処分の概要	利用者が少年自然の家の施設、備品等を損傷又は滅失した場合の原状復旧又は損害賠償			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 長野県少年自然の家規則 (損傷又は滅失の届出) 第6条 利用者は、施設又は備品を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を指定管理者に届け出て、指定管理者の指示に従いこれを弁償し、又は原状に復さなければならない。</p>			
基準の制定根拠	長野県少年自然の家規則 第6条			